藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

緑化基準の手引き(抜粋)

【工業地域・工業専用地域版】 (案)



2021年(令和3年)〇月

藤 沢 市都市整備部 みどり保全課

もくじ

はじめ に		1
1.「藤沢市緑	みの保全及び緑化の推進に関する条例」のうち工業・工業専用	
	した緑化等に関する規定	
2. 緑の質が高	高い緑化手法等の項目	2
3. 緑の質が清	高い緑化手法のイメージ	3
4. 緑の質が清	高い緑化手法等を実施する際の注意事項	4
5. 緑の質が清	高い緑化手法等について	6
1-①敷地	内緑化【樹林地の創出】	6
1-②敷地	内緑化【緑地空間の創出】	9
2 休憩	施設の設置	12
3 水辺2	空間の創出	14
	R活動の実施	
5 区域:	外緑地の設定	16
	れ及び担保について	
7. 用語の定義	義	18

はじめに

本市では、2004年(平成16年)10月に産業の活性化と雇用機会の拡大を図り、 経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的に、「藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例」を施行し、以降、市内工場適地への企業投資の促進に取り組んでいます。

しかしながら、市内工場の老朽化に伴う新たな設備投資や、新規企業の誘致を行うに あたり、敷地不足や緑化規制が喫緊の課題となっています。

一方で、緑地の保全と緑化の推進を目的として2011年(平成23年)7月に第2期「藤沢市緑の基本計画」を策定し、「湘南のみどりと共にくらすまち・ふじさわ」を本市の将来像に定め、この将来像の実現とともに、緑の永続性を少しでも高いものとするため、都市公園の開設や保存樹林の指定等、さまざまな緑の保全策を展開してきました。

そこで、こうした地域の実情に応じて「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の一部を改正し、都市計画法上の用途地域のうち「工業地域」及び「工業専用地域」を対象として、緑の質が高い緑化手法を取り入れることや社会貢献活動等により緑化の推進に寄与する場合に、緑化率の緩和を可能とする制度に改めました。

今後は、本緑化基準の手引きに沿った緑の質が高い緑化手法等を取り入れていただくことで、質の高い緑地の整備と地域経済の活性化との調和がとれたサステナブルなまちづくりを目指してまいります。

2021年(令和3年)○月

藤沢市都市整備部みどり保全課









1. 「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」のうち工業・工業専用地域に限定した緑化等に関する規定

都市計画法に基づく用途地域のうち、「工業地域」及び「工業専用地域」を対象に、緑の質が高い緑化手法を取り入れることや社会貢献活動等を実施することにより、敷地面積の最大 5%まで緑化率を緩和することができることを規定するものです。

併せて、工場等の新設及び変更(生産施設や緑地計画の変更等)の際、現在市と事業者において最長 10 年で締結している緑化協定を工場等が存続している間、適用されるように規定し、質の高い緑地空間の継続性を担保するものです。

「藤沢市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の緑化率の基準

	IΒ		新		
敷	500㎡以上1000㎡未満	10%以上	500㎡以上1000㎡未満	10%以上	工業地域,工業専用地域ご限
_	地	10700	300 HBX 1000 HBIXING	10 /0%	り, 縁の質が高い縁と手法
規模	1000 ㎡以上3000 ㎡未満	15%以上	1000㎡以上3000㎡未満	15%以上	等」を取り入れることで、最
別	100011四十50001170回	13 /05/1	10001112/12/20001112/12/12	13/00/1	大5%までの緑化率を低減す
緑	3000㎡以上	20%以上	3000 m以 F	20%以上	ることができる。
化	30001113(1)	2070	300011120	207094	
率					

2. 緑の質が高い緑化手法等の項目

緑の質が高い緑化手法等分類表

	分 類		内容	みなす面積の倍率
	1 敷地外線化	①樹林地の	敷地内の5m以上の奥行きがある緑地に高木、中木、低木、草本の	O 立
4		創出	うち3階層構造以上から構成される樹林地を形成する。 (P6)	2倍
l		2緑地空間	敷地内の3m以上の奥行きがある緑地に高木、中木、低木、草本の	1 EIX
		の創出	うち2階層構造以上から構成される緑地空間を形成する。 (P9)	1.5倍
2 休憩館役の設置		læ	敷地内緑化と合わせ、ベンチ等の休憩施設を設置して一般開放す	つ位
			る。 (敷地内で従業員等が使用する場合も可。) (P12)	2倍
3 水辺空間の創出		الثالث	50㎡以上の緑地と合わせ、その区域内に大辺空間を20%以上	2倍
		للالا	形成する。 (P14)	∠1□
			藤沢市が所有する市有山林等で300㎡以上の社会貢献活動を年3	
4	4 CSR活動の実施		回以上実施することで、必要とする敷地内縁化の25%を上限とし	1倍
			て緑地とみなす。 (P15)	
5 区域外緑地の設定			敷地内に規定の緑地面積が確保できない場合に、事業所から市内の	
			おおさね2km以内に緑地を確保する。確保できない場合は市内の市	
		淀	街化区域内に確保し,管理することで,必要とする敷地内緑化の	1倍
			25%を上限として縁地とみなす。(5年以上の長期間地契約も	
			可。) (P16)	

3. 緑の質が高い緑化手法のイメージ

下の図は「2.緑の質が高い緑化手法等の項目」で示した「緑の質が高い緑化手法等 分類表」の分類1から3をイメージしたイラストです。

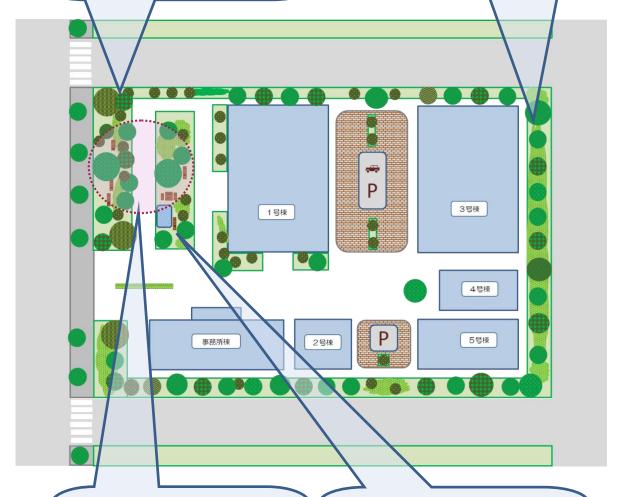
【緑の質が高い緑化手法を取り入れた事例のイメージ図】

1. 敷地内緑化 ①樹林地の創出

敷地内の5m以上の奥行きがある緑地に高木、中木、低木、草本のうち3階層構造以上から構成される樹林地を形成する。

1. 敷地内緑化 ②緑地空間の創出

敷地内の3m以上の奥行きがある緑地に高木、中木、低木、草本のうち2階層構造以上から構成される緑地空間を形成する。



2. 休憩施設の設置

敷地内緑化と合わせ、ベンチ等の休憩施設を設置して一般開放する。(敷地内で従業員等が使用する場合も可)

3. 水辺空間の創出

50㎡以上の緑地と合わせ、その区域内に 水辺空間を20%以上形成する。

4. 緑の質が高い緑化手法等を実施する際の注意事項

- (1) 緑の質が高い緑化手法を取り入れた緑地については、良好な維持管理を行うこと。
 - ア特に高木については、それぞれの樹種に応じた樹形を保つようにすること。
 - イ 草本は、植栽後、自然発生する草本の侵入により質が低下することのないように管理すること。
- (2) 協定期間中、市が求めた場合は写真等を添付し状況報告を行うこと。
- (3) 緑の質が高い緑地等の基準を満たさなくなった場合(CSR活動を行わなくなった場合等を含む。)は、それに見合う緑地を形成することとする。
- (4) 協定更新時には、原則として市職員による現地確認を行う。
- (5) 既存緑地等についても条件を満たすものについては、緑の質が高い緑地としてみることができる。
- (6) 植物の階層構造とは、高さが異なった多様な植物で構成した植栽空間のことを指し、緑の質が高い緑化手法では樹木等の高さを以下の4種類に分類し、これらを別に定めた割合で構成した緑地のことをいいます。

高木	植栽時に樹高が 2.5m以上であるもの。		
中木	植栽時に樹高が 1.5m以上であるもの。		
低木	植栽時に樹高が 0.5m以上であるもの。		
草本	次の条件をすべて満たすものとする。 ア 多年草であること。		
	イ 植栽地に計画的に配植したものであること。		
	ウ 植栽時に高さが 10 c m以上であること。		
	エ 一般に流通している種類であり自然発生的に繁殖したものでな		
	いこと。		

- (7) 既存木については、できる限り保全に努めること。
- (8) 植栽する樹木の種類は、原則として次の「藤沢市の郷土樹種等一覧表」に 定める樹種を参考に、生育条件、管理方法等を十分に考慮して選定し、常緑広 葉樹、落葉広葉樹または針葉樹のいずれか一方に偏ることのないよう配植する こと。

藤沢市の郷土樹種等一覧表

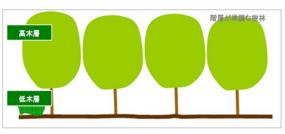
高	常緑広葉樹	タブノキ, スダジイ, シラカシ, アラカシ, クスノキ, シロダモ, モ
木		チノキ, ヤマモモ, クロガネモチ
	落葉広葉樹	ケヤキ, エノキ, コナラ, クヌギ, エゴノキ, コブシ, オオシマザク
		ラ, ヤマザクラ, イロハモミジ, ヤマボウシ, イヌシデ, フジ(藤沢
		市の花)
	針葉樹	クロマツ(藤沢市の木), アカマツ, イヌマキ, イヌガヤ
中	常緑広葉樹	マサキ, ヤブツバキ, カクレミノ, ヒイラギ, ウバメガシ, カナメモ
木		チ, モッコク, キンモクセイ, ナンテン, ヤツデ
	落葉広葉樹	ムラサキシキブ, マユミ, ウメモドキ, クロモジ
低	常緑広葉樹	アオキ, トベラ, ヒサカキ, ハマヒサカキ, シャリンバイ, ジンチョ
木		ウゲ, ツツジ類, アセビ, チャノキ, マンリョウ
	落葉広葉樹	ガマズミ, アジサイ類, ドウダンツツジ, ヤマブキ, ニシキギ, シモ
		ツケ, イボタノキ, ウツギ, ハコネウツギ

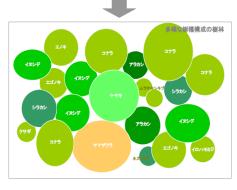
- ※樹種については、周辺環境・隣接地等の条件を十分に考慮した上で、選定してください。
- ※一部植物には、特定の虫がつきやすいものがありますので、十分考慮してください。
 - (9) 緑の質が高い緑化手法を取り入れた場合の樹林構成及び階層構造の事例

①樹林構成の改善例

リメイヨシノ ソメイヨシノ ソメイヨシノ ソメイヨシノ ソメイヨシノ ソメイヨシノ ソメイヨシノ ソメイヨシノ ソメイヨシノ ソメイヨシノ

②樹林の階層構造の改良例





階層が複雑な樹林 重高木層 低木層 草木層

図 樹種構成の改善例

環境省自然環境局発行

「公共施設における緑地等の整備及びその管理、並びに市民参加型自然環境調査手引書」より

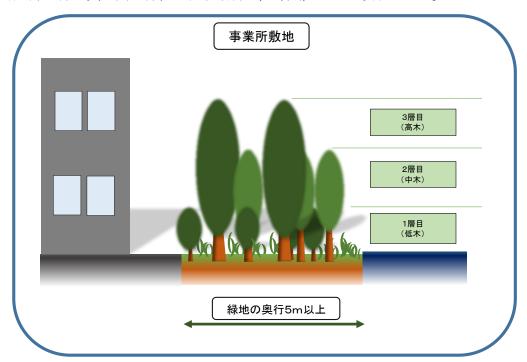
5. 緑の質が高い緑化手法等について

1-1敷地内緑化【樹林地の創出】

高木・中木・低木・草本からなる3階層以上の樹林地を形成し、工場の周辺地域の みどり豊かな環境に寄与することを目的とします。

【条件】

- ・緑地の奥行は、5m以上であること。
- ・階層の一つは高木とし、既存の高木を含みます。
- ・高木の層は、樹冠面積の合計が緑地面積の50%以上を占めていること。なお、樹 冠面積の算定にあたっては、新植は3倍、5m以上の既存木は1.5倍の直径で算 出される面積とします。
- ・その他の階層は、中木・低木・草本を組み合わせて植栽することができます。
- ・樹木の植栽本数は、緑地面積に対して10㎡当たり中木4本以上、低木6本以上とします。
- ・草本は、緑地面積の20%以上植栽することとし、植栽密度は25株以上/㎡とします。
- ・外周部に緑の質が高い緑化を行う場合は、原則、公道に接すること。

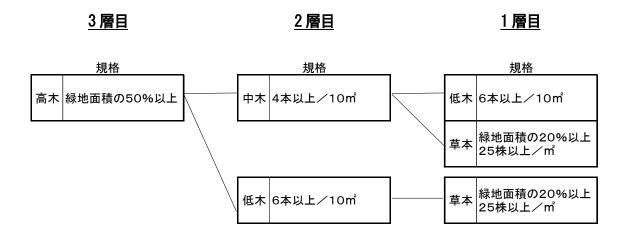


【高木・中木・低木により緑化した場合のイメージ】

【緑の質が高い緑地の算定】

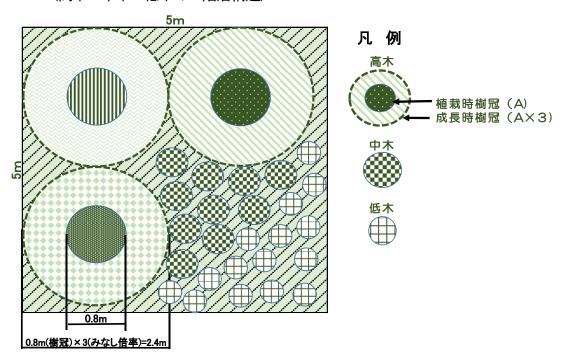
・上記の条件を満たす緑の質が高い樹林地は、緑地面積を2倍とみなします。

【階層の選択フロー】



【植栽事例】

●植栽面積25㎡ 高木の新植時、樹冠直径0.8mの場合の事例 (高木・中木・低木の3階層構造)



高木の計算 みなすことのできる樹冠 0.8m×3=2.4m みなすことのできる樹冠面積 (2.4/2)²×n=4.52m²/本 必要本数 25m²×50%=12.5m² 12.5m²/4.52=2.76 = 3本 高木植栽本数3本 ※高木については、将来においても植栽時に定められた本数にかかわらず、緑地面積の50%が 樹冠で覆われている状態とすること。

中木の計算

必要本数

25㎡×4本/10㎡=10本

低木の計算

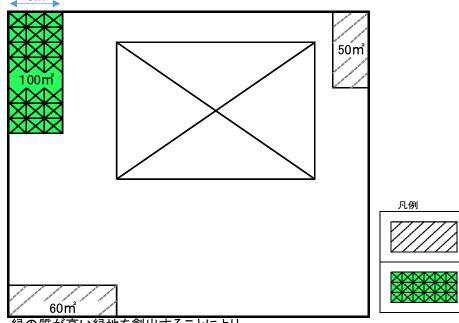
必要本数

25㎡×6本/10㎡=15本

【緑化の算出事例】

工場敷地 2,000㎡ 緑化率 15% 必要な緑地面積 300㎡

5m



通常の緑地

緑の質が高い緑地 (樹林地の創出)

緑の質が高い緑地を創出することにより 減じることができる平面的な緑地面積の上限 2,000×5%=100㎡

平面的な緑地の計算

必要な緑地面積300㎡-平面的な緑地面積210㎡(100㎡+60㎡+50㎡) =90㎡≦100㎡····OK

緑地の計算

100㎡×2 + 60㎡ + 50㎡ = 310㎡ (緑の質が高い緑地)

緑化率の計算

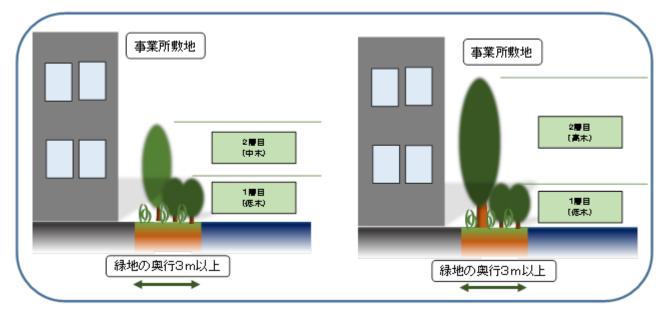
310/2,000=15.5%·····OK

1-2敷地内緑化【緑地空間の創出】

高木・中木・低木・草本のうち2階層以上からなる緑地空間を形成し、工場の周辺 地域のみどり豊かな環境に寄与することを目的とします。

【条件】

- ・緑地の奥行は、3m以上であること。
- ・階層の一つは高木若しくは中木とし、既存の高木若しくは中木を含みます。
- ・2層目の高木若しくは中木の層は、樹冠の面積が緑地面積の50%以上を占めていること。なお、樹冠面積の算定にあたっては、新植の高木は3倍、中木は2倍、5m以上の既存木は1.5倍の直径で算出される面積とします。
- ・2層目に中木を使用する場合は、1層目の植栽本数は、10㎡当たり低木12本以上とし、草本を植栽する場合には緑地面積の25%以上植栽すること。
- ・2層目に高木を使用する場合は、1層目の植栽本数は、10㎡当たり中木8本以上、または低木12本以上とし、草本を植栽する場合には緑地面積の25%以上植栽すること。
- ・草本は、25株以上/mの密度で植栽すること。
- ・外周部に緑の質が高い緑化を行う場合は、原則、公道に接すること。



【中木・低木により緑化した場合のイメージ】

【高木・低木により緑化した場合のイメージ】

【緑の質が高い緑地の算定】

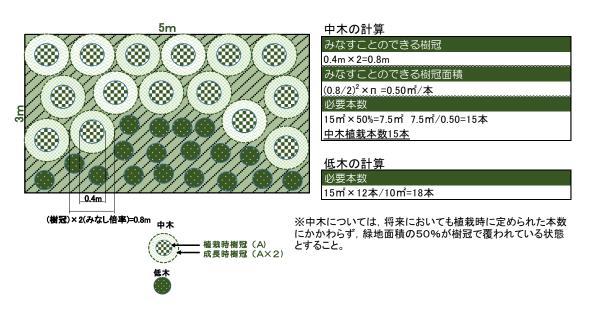
・上記の条件を満たす緑の質が高い緑地空間は、緑地面積を1.5倍とみなします。

【植栽事例】

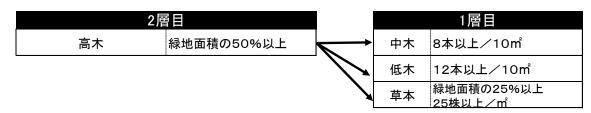
●中木を1階層とする場合の植栽パターン



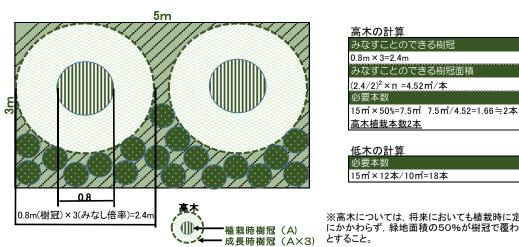
【イメージ図】



●高木を1階層とする場合の植栽パターン



【イメージ図】



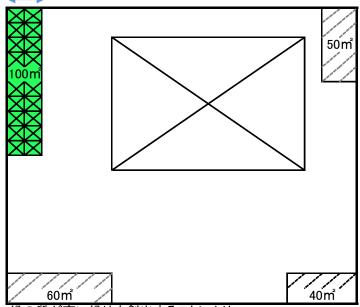
※高木については、将来においても植栽時に定められた本数 にかかわらず、緑地面積の50%が樹冠で覆われている状態 とすること。

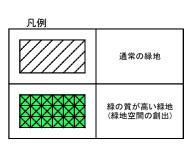
低木

【緑化の算出事例】

工場敷地 2,000㎡ 緑化率 15% 必要な緑地面積 300㎡

3m





緑の質が高い緑地を創出することにより 減じることができる平面的な緑地面積の上限 2,000×5%=100㎡

平面的な緑地の計算 必要な緑地面積300㎡ー緑地面積250㎡(100㎡+60㎡+40㎡+50㎡) =50㎡≦100㎡・・・・OK

緑地の計算 100㎡×1.5 + 60㎡ + 40㎡ + 50㎡ = 300㎡ ^(繰の質が高い緑地)

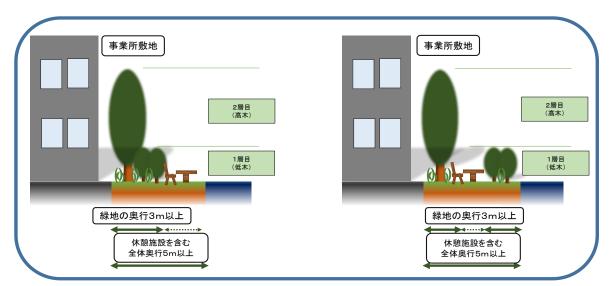
緑化率の計算 300/2,000=15%······OK

2 休憩施設の設置

敷地内に、1-①敷地内緑化【樹林地の創出】または1-②敷地内緑化【緑地空間の創出】により複数階層の緑地と合わせて休憩施設を設置することで、利用者の憩いの場が形成されることを目的とします。

【条件】

- ・敷地内緑化に1辺以上接すること。
- ・休憩施設を設置する場合は、休憩施設の面積が隣接する緑地面積の20%以上40%以下の範囲で緑の質が高い緑地とみなすことができます。
- ・前項目の休憩施設を緑地面積の40%以上設置した場合は、40%を超える面積について、環境施設の基準を満たすものについては、環境施設として扱うことができます。
- ・敷地内緑化と休憩施設を合わせた奥行は、5m以上とします。
- ・休憩施設の構造や材質は、景観に配慮するとともに、固定式等で恒常的に使用できるものとします。
- ・休憩施設は工場敷地外周部に設置し、常時一般市民等が利用できることを原則とします。ただし、工場従業員が利用できるよう工場敷地内に設置するものを含みます。
- ・休憩施設面積は、ベンチ等休憩施設を投影したものの外周に90cmを足して算定した面積とします。ただし、複合する休憩施設(ベンチとテーブル等)については、その施設の寸法に90cmの幅を加え算定した面積とします。(次ページ参照)

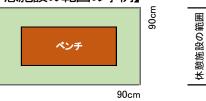


【休憩施設を設置した場合のイメージ】

【緑の質が高い緑地の算定】

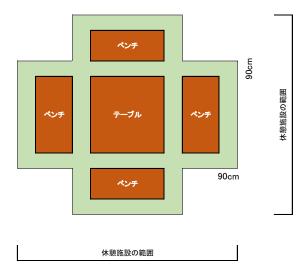
・上記の条件を満たす休憩施設を含む緑の質が高い緑地は、緑地面積を<u>2倍</u>とみなします。

【休憩施設の範囲の事例】



休憩施設の範囲

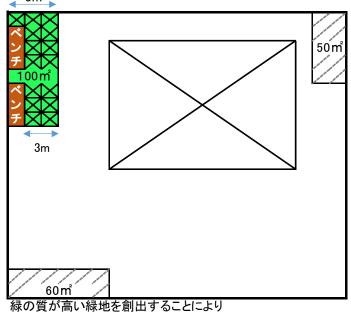
※休憩施設とは、ベンチ等休憩ができる もの及びそれと一体的に利用する施設 のことを指します。

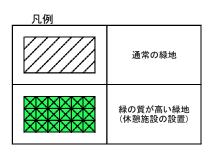


【緑化の算出事例】

工場敷地 2,000 m² 緑化率 15% 必要な緑地面積 300 m²

5m





減じることができる平面的な緑地面積の上限 2,000×5%=100㎡

平面的な緑地の計算

必要な緑地面積300㎡-緑地面積210㎡(100㎡+60㎡+50㎡) =90m²≤100m²····OK

緑地の計算

100 m² × 2 $+ 60 \text{m}^{2} + 50 \text{m}^{2} = 310 \text{m}^{2}$ (緑の質が高い緑地)

緑化率の計算

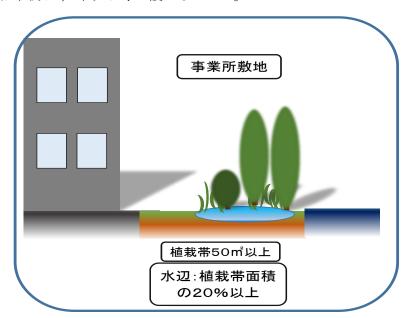
310/2,000=15.5%·····OK

3 水辺空間の創出

緑地と合わせて水辺空間を形成することにより、多様な生物が生息し、水辺があることで人にとっても癒しや、潤いを与えることを目的とします。

【条件】

- ・50㎡以上の緑地に合わせて、緑地面積の20%以上の水辺空間を形成すること。
- ・水辺空間を形成する池等については、管理を行い良好な状態を保つこと。
- ・池等には、常時水が滞留若しくは流下していること。
- ・水面は開放し、ネット等で覆わないこと。



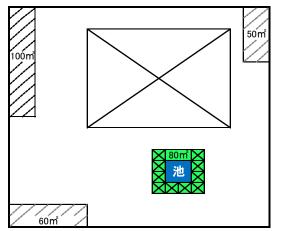
【水辺空間を創出した場合のイメージ】

【緑の質が高い緑地の算定】

・上記の条件を満たす水辺空間を含む緑地は、緑地面積を2倍とみなします。

【緑化の算出事例】

工場敷地 2,000㎡ 緑化率 15% 必要な緑地面積 300㎡



緑の質が高い緑地を創出することにより 滅じることができる平面的な緑地面積の上限 2,000×5%=100㎡

平面的な緑地の計算 必要な緑地面積300㎡-緑地面積290㎡(100㎡+60㎡+80㎡+50㎡) =10㎡≦100㎡····OK

緑地の計算 80㎡×2 + 100㎡ + 60㎡ + 50㎡ = 370㎡ (緑の質が高い緑地)

緑化率の計算 370/2,000=18.5%・・・・・OK 凡例 通常の緑地

4 CSR活動の実施

市が所有する緑地等において、緑地保全活動や緑の普及啓発等を担うことにより、 参加者が自然と接し、緑に関心をもつ機会となることを目的とします。

【条件】

- ・活動範囲は、300㎡以上とします。
- ・藤沢市長とCSR活動に関する協定を締結すること。
- ・普及啓発活動は、一般市民を対象に実施すること。
- ・活動は年3回以上を基本とし、そのうち2回は、草刈・枝下ろし等の緑地保全活動とします。

【CSR活動の算定】

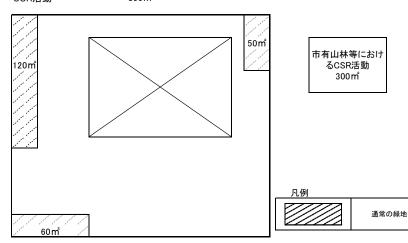
上記の条件を満たすことにより、必要な緑地面積の25%を上限として、活動面積と等倍の面積を敷地内の緑地面積とみなします。

【CSR活動の事例】

- ・草刈及び枝下ろし等の市有山林の維持作業
- ・ 樹名板の取付
- ・自然観察会の開催
- ・枝下ろし等の廃材を活用した木工教室等

【緑化の算出事例】

工場敷地 2,000㎡ 緑化率 15% 必要な緑地面積 300㎡ CSR活動 300㎡



CSR活動における緑地算入上限 2,000×15%×25/100=75㎡

緑地の計算 120㎡ + 60㎡ + 50㎡ + 75㎡ = 305㎡ (CSR活動) 緑化率の計算 305/2,000=15.25%・・・・・・・OK

5 区域外緑地の設定

工場等の敷地内にやむを得ず緑地が確保できない場合、区域外に緑地を確保することで、当該工場周辺における生活環境の保持に寄与することを目的とします。

【条件】

・工場敷地内に規定の緑地面積を確保できないこと。

●区域外に確保する緑地の条件

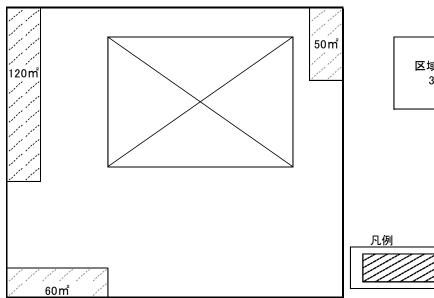
- ・自己所有地であること。 (長期使用(5年以上)を確約することを証明できるものを含む。)
- ・樹木に覆われた良好な緑地であり、また、継続的に管理を行うこと。
- ・市内の工場等の周辺(おおむね2km以内)に確保すること。やむを得ず確保ができない場合については、市内の市街化区域内に確保すること。

【区域外緑地の算定】

上記の条件を満たすことにより、必要な緑地面積の25%を上限として、等倍の面積を敷地内の緑地面積とみなします。

【緑化の算出事例】

工場敷地 2,000㎡ 緑化率 15% 必要な緑地面積 300㎡ 区域外緑地 300㎡



区域外緑地 300㎡

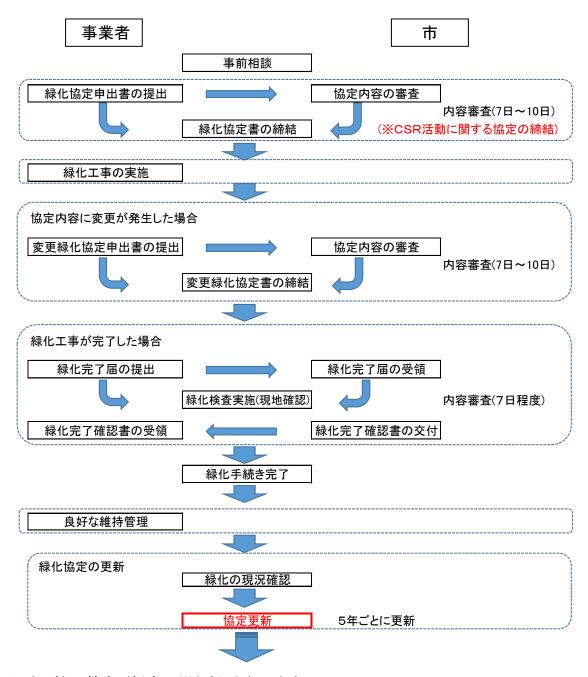
凡例 通常の緑地

区域外緑地算入上限 2,000×15%×25/100=75㎡

緑地の計算 120㎡ + 60㎡ + 50㎡ + 75㎡ = 305㎡ (区域外緑地) 緑化率の計算 305/2,000=15.25%・・・・・・・OK

6. 緑化の流れ及び担保について

緑化の流れ(緑化協定)



- ※5年ごとの協定更新時に現地確認を行います。
- ※緑の質が高い緑地については、良好な維持管理が行われていない場合、緑化協定の 更新が行えない場合があります。
- ※CSR活動を実施する場合は、別途、藤沢市長とCSR活動に関する協定の締結が必要となります。

7. 用語の定義

この手引きで使用する用語の意味は、次のとおりです。

【緑化】

緑を創出するために地面や人工的につくった植栽基盤を、人為的に、樹木や地被植物で覆うこと。

【緑地】

地上部の緑地: 玉石(置石), 柵, 縁石等で区画され, 樹木の枝, 葉により覆われている土地(人工地盤を含む。)また, 樹木の枝, 葉により覆われている池や花壇, 樹木と地被植物等が一体となった土地を地上部の緑地という。

建築物上の緑地:建築物上とは、屋上、壁面、バルコニー(室外に張り出した屋根や庇のない部分。下の階の屋根の上の部分にあたる。)等の建築物の平面、立面の部分をいい、その部分に樹木のほか、芝、多年草等を植栽した植栽基盤を建築物上の緑地という。なお、建築物の外構に設置されるフェンス、擁壁等に植栽した緑地は、「建築物上の緑地」とみなさない。

【敷地】

建築基準法施行令第一条第一号に規定する敷地をいう。

【敷地面積】

建築基準法施行令第二条第一号に規定する敷地面積をいう。なお、緑化の対象となる敷地面積は、設置する施設の敷地及び設置する施設と機能的に一体利用となる敷地を「敷地面積」とする。(例、建築物(=施設)と一体利用となる駐車場は、駐車場を含んだ面積を「敷地面積」とする。)

また、市に帰属する道路や空地・建築基準法第59条の2に規定される公開空地・ 歩道状に整備された消防用空地がある場合については、敷地面積からその面積を除い た敷地が緑化算定用敷地となります。

【建物緑化】

建築物上を緑化すること(※一年生植物は不可とする。)

屋上緑化:日常的に維持管理することのできる建築物の屋上(屋根や庇のないバルコニー等を含む)等を緑化すること。

壁面緑化:①建築物の外壁部分に支持補助資材等を利用してツル植物(多年生植物)等で緑化すること。

(ツル植物の植栽は、地面または容量1L以上の動かせないプランター等)

②建築物の外壁部分に移動できないプランター等緑化資材を設置し緑化すること。

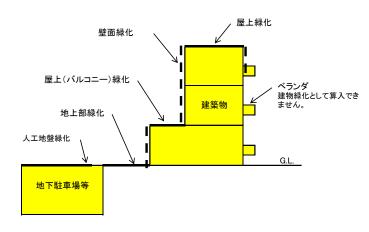
【既存緑地】

計画地に元からある緑地帯をいい、工事完了後も残る緑地帯をいう。

【環境施設】

緑地に囲まれているビオトープ、噴水、池(雨水貯留施設等は除く)、滝、築山、彫像、灯籠等の修景施設、及び、四阿(あずまや)、パーゴラ、ベンチ等の休憩施設等をいう。(※緑化協定書に該当する建築物に対して、緑地面積とみなすことができる)ただし、質の高い緑地として創出されるものは除く。

【各部の名称】



【お問い合わせ先・提出先】

藤沢市役所 都市整備部 みどり保全課 緑化指導担当 藤沢市朝日町1番地の1

TEL 0466 (25) 1111 (代) (内) 4351

0466 (50) 8252 (直)

FAX 0466 (50) 8421

E-Mail fj-midori@city.fujisawa.lg.jp